4　平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令附則第六条の十二	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次	徴収取扱費基礎額
	同年四月及び五月	同年六月から八月まで	平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
第三十五条の十七第二項	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	法第七十二条の百四第二項	平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付されたもの（同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七及び附則第九条の十一第二項の規定により地方税法等の改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算される場合にあつては、当該超えるときは、これを超える還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七及び附則第九条の十一第二項の規定により地方税法等の改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算される場合にあつては、当該超えるときは、これを超える還付金等が同年四月及び五月に還付された額の総額（同